

授業科目名	基礎民法 I Basic Civil Law I
授業科目群	法律基本科目
標準学年	1年次
必修・選択の区別	必修
開講学期	前期
開講曜日・時限	水曜日・1時限
単位数	2単位
担当教員名	七戸克彦 (Shichinohe Katsuhiko)
授業の目的	民法典「第1編 総則」に関して、法学部卒業者と同等以上(具体的には『民法判例百選』掲載判例の事案と判旨を完全に理解できる程度)の知識を修得することを目標とします。
履修条件	特にありません。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照してください。
授業の概要	民法典「第1編 総則」に関する基礎的な事項(主要な論点と判例の内容)について講義します。 An Overview on the part of general theory in Civil Code.
授業計画	第1回 「第1章 通則」 第2回 「第2章 人〔自然人〕」 第3回 「第3章 法人」 第3回 「第4章 物」 第5回 「第5章 法律行為」「第1節 総則」 第6回 「第5章 法律行為」「第2節 意思表示」(1) 第7回 「第5章 法律行為」「第2節 意思表示」(2) 第8回 中間試験 第9回 「第5章 法律行為」「第3節 代理」(1) 第10回 「第5章 法律行為」「第3節 代理」(2) 第11回 「第5章 法律行為」「第4節 無効及び取消し」 第12回 「第5章 法律行為」「第5節 条件及び期限」 第13回 「第6章 期間の計算」 第14回 「第7章 時効」(1) 第15回 「第7章 時効」(2)
授業の進め方	民法総則に関する基礎的事項に関する説明ならびに質疑を行った後、『民法判例百選』掲載判例の事案の概要と論点、判旨について講述します。
教科書及び参考図書等	『民法判例百選 I 総則・物権(第8版)』(2018年)を使用します。 教科書に関しては、新法に対応した民法総則の教科書が刊行された段階で指示するようにいたします。
試験・成績評価等	課題40%、中間試験30%、期末試験30%の割合で評価を行います。
事前学習	授業計画記載の講義範囲について、あらかじめ『民法判例百選』等を読んで内容を理解しておいてください。
課題レポート等	『百選』を素材とした事例問題につき、事前に解答を起案してもらい、講義の際に提出していただきます。

オフィスアワー	講義終了後、講義室ならびに九州リーガル・クリニック法律事務所にて質問等を受け付けます。
その他	